

土佐西南大規模公園（大方・佐賀地区）での イベントや撮影等の許可申請について



土佐西南大規模公園(大方・佐賀地区)内でのイベントや物品・飲食販売、撮影や広告物展示について、これまで幡多土木事務所で行っていた許可申請手続きを、令和7年4月から砂浜美術館で行うことになりました。都市公園法および高知県都市公園条例に基づき、申請が必要なものは以下の通りです。

◆許可申請手続きが必要なものの例

展示会や音楽
ライブ等の
イベント

テレビや
映画などの
撮影

前撮りや
結婚式など

看板や
広告の
設置

マーケットや
お祭りでの
露店販売

◆許可申請手続きの流れ

1.お問い合わせ

「いつ（日時）」
「どんな目的で」
「公園のどこを」
使用したいかを砂浜
美術館へお知らせく
ださい。

2.申請書提出

申請書を土佐西南大
規模公園HPでダウ
ンロードして、砂浜
美術館へ提出してく
ださい。専用申込フ
ォーム、郵送、メー
ルでも受付します。

※実施の2週間前まで

3.料金の納付

広告出展料等を納付
してください。
支払方法は「現金か
PayPay(窓口)」「銀
行振込」です。
注)県証紙は受付けません

※実施の前日までに納付

4.許可証発行

納付確認後、許可証
を発行します。
実施内容に変更があ
る場合は必ずお知ら
せください。

NPO砂浜美術館公園管理部
(ビオスおおがた情報館内)

TEL:0880-43-0105

MAIL:sunabi@iwk.ne.jp

所在地:高知県幡多郡黒潮町浮鞭3573-5

営業時間:8:30~17:00(年末年始休館)

🔍 土佐西南大規模公園

<https://www.iwk.ne.jp/~seinan/>



\ 申込フォームはこちら/

◆広告出展料および占用料

	区分		計算単位	計算単位当たりの広告出展料 または占用料(税抜)	
広告出展料	行商又は宣伝活動		1 人	月額	860円
	露店		1 箇所	月額	860円
	貸しござ業		1 箇所	月額	860円
	貸しポート		1 隻	月額	80円
	貸しブイ店舗		1 箇所	月額	860円
	自転車預かり業		広告出展許可面積1㎡	月額	260円
	業として行う写真の撮影		撮影者 1 人	月額	860円
	業として行う映画の撮影		撮影機 1 台	1 時間につき	1,740円
	興行		広告出展許可面積 1 ㎡	日額	20円
	競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展		広告出展許可面積1㎡	日額	20円
	広告	可動式で、設置期間が1月以内のもの	表示面積 1 ㎡	日額	300円
占用料	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		占用面積 1 ㎡	日額	20円

1 面積は、1 ㎡未満であるもの又は1 ㎡未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1 ㎡として計算する。

2 計算単位当たりの広告出展料を年額又は月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1 年又は1 月未満の端数のあるものは、当該端数をそれぞれ1 年又は1 月として計算する。

3 計算単位当たりの広告出展料を時間で定めたもので、広告出展許可の時間が1 時間未満のもの又は広告出展許可の時間に1 時間未満の端数のあるものは、当該時間又は端数を1 時間として計算する。

4 計算方法： 【単価×全体面積×日数または月数または時間数×税】の10円未満切り捨て

(例) 20円×106㎡×2日×1.1 (消費税10%) =4,664円 →4,660円